

こんなときも

そうだ、行政書士に相談しよう!

行政書士がお役に立ちます!



暮らしのお困りごと

遺言・相続について
知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。



自動車の
登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。



土地活用について
相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。



内容証明について
相談したい

内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



ビジネスのお困りごと

外国人の在留・
就労のための手続き

外国人が日本で就労する際に必要な在留資格の認定証明書交付申請や変更許可申請など、出入国在留管理に関する業務も専門家である行政書士にお任せください。



法人設立の手続き

株式会社や協同組合、財団法人、社団法人、NPO法人など、さまざまな法人設立のお手伝いをします。



各種許認可申請

建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請など、事業を行うのに必要な許認可はたくさんあり、高い専門性が求められます。間違いのない手続きが行えるようサポートします。



中小企業支援

行政書士は、企業の経営や事業活動に関するアドバイス、助成金の申請、知的資産経営の導入や報告書の作成などを通して、中小企業をサポートします。



著作権に関する
登録申請など

著作物など、皆さんの大切な知的財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権に関わる各種申請や契約書の作成もお任せください。



オンライン申請・調達

近年、インターネット上で申請ができる自治体が増えています。行政書士は、各種オンライン申請の手続き代理も行います。

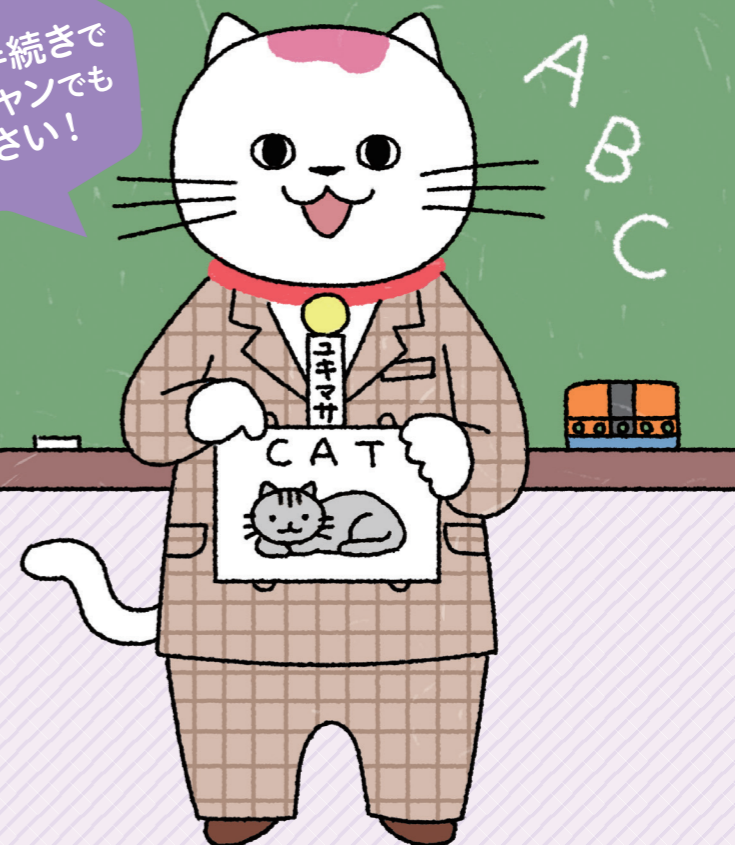


そうだ、行政書士に相談しよう!

おまかせください

在留許可・
帰化申請

外国人の在留手続きでお困りのことはニャンでもご相談ください!



暮らしを支える、5万人の力。

日本行政書士会連合会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス10階
TEL:03-6435-7330



ご相談はこちらまで
行政書士 文月事務所
<https://office-hibi.biz>



「外国人を雇用したい」 「日本国籍を取得したい」と思ったら、 「行政書士」に相談しよう！

外国人を雇用するには出入国在留管理局への申請手続きが必要です。
行政書士は手続きを代行し、ビザや在留資格の取得をサポート。企業側だけでなく、「日本で働きたい」「日本国籍を取得したい」という外国人の方の相談にも対応します。

そもそも「ビザ(査証)」と「在留資格」の違いって？

便宜上、「ビザ(査証)」と「在留資格」をまとめて、
ビザや就労ビザということがありますが、実は別々のものなのです。
その違いをしっかりと理解して、間違いなく申請するようにしましょう！



ビザ(査証) → 日本に上陸の申請をするために必要なもの

在留資格 → 外国人に日本での滞在や就労を許可するもの

外国人雇用のためのビザ(査証)取得・在留許可申請の流れ



日本では就労の内容や就学、永住、外国人配偶者の在留を認めるものなど、さまざまな種類の在留資格があります。行政書士は在留する目的や活動に合わせて、在留資格の取得・変更・更新に幅広く対応しています。

- 1 出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書」の交付申請
- 2 「在留資格認定証明書」が交付(申請から2週間~3ヶ月程度)
- 3 在外日本大使館・領事館で「ビザ(査証)」の発給申請・取得
- 4 海外からの来日・上陸審査・在留資格の付与
- 5 在留資格に基づいた日本での雇用・就労がスタート!

※相手国によって、さらに就労するための手続きが必要な場合があります。

? 教えてまもる先生! 日本で暮らす外国人が帰化申請をしたい時は…?



近年、日本での長年の暮らしやお子さんの成長・進学を機に、日本国籍の取得を希望する人が増えています。そんな時の帰化申請の手続きも行政書士がサポートします。帰化申請に欠かせない要件のチェックや必要な書類の収集と作成、法務局への申請、面接対策までまるごと支援。スムーズな許可申請をお手伝いします!



在留許可・帰化申請に関する
詳細はこちらから

在留許可



帰化申請



どうやら、「在留許可」の申請が必要になるみたい!

解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、国際結婚を考えている日本人女性がアメリカに住む彼氏を日本に呼ぶためにはどうすればいいか、というものです。



1 ここは、コスモタウン。猫社会で行政書士を目指しているユキマサくんがいつものようにコスモス通りを歩いていると、ネコのタマさんに声をかけられました。

2 実は、私のご主人が今度アメリカ人の彼氏と結婚することになった。
でも、日本で一緒に暮らす場合、どうすればいいかわからなくて困ってるみたい。心配だわ…。

3 数日後、まもる先生の事務所にタマさんのご主人がやってきました。アメリカにいる彼氏をこちらに呼び寄せる手続きについて相談をしているよう…。

そうだ、まもる先生ならわかるかも!

4 ふむふむ、なるほど。彼を日本に呼ぶためには、まず双方の国で婚姻手続きを済ませた後、在留資格認定証明書の交付申請手続きが必要です。

5 証明書が交付されるので、それを提示し、アメリカにある日本領事館でビザ(査証)の発給を受けてください。そうすれば、彼を日本に呼ぶことができますよ。
※ただし、ビザ(査証)があっても入国できない場合があるので注意が必要です。

入国管理局
在留資格認定証明書
大使館
ビザ
アメリカ

6 そうなんだ! これでタマさんもみんなと一緒にコスモタウンで暮らせるね!

7 よかったよかった。タマさんのお手伝いできてよかった!

ユキマサくん、ありがとう! これでみんなと一緒に暮らせるわ!

ホームページもご覧下さい。

解決 ユキマサくん!

日本行政書士会 連合会